令和８年３月
国　　税　　庁

「国税通則法第二十二条に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成十八年国税庁告示第七号）の一部を改正する件（国税庁告示第十七号)」の概要

１　令和８年度税制改正に伴い、国税通則法第二十二条に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成十八年国税庁告示第七号）の「国税徴収法施行規則第一条の二第一項」を「国税徴収法施行規則第三条第一項」に改正する。

２　この告示は、令和９年４月１日から適用する。